

笠岡市自治基本条例策定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、笠岡市自治基本条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、笠岡市自治基本条例の素案を策定し、市長に提案するものとする。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は、市内各種団体等の中から市長が選任する。ただし、学識経験者についてはこの限りではない。

2 委員の任期は、笠岡市自治基本条例策定までとする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず最初の策定委員会は、市長が招集する。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、政策部企画政策課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が会に諮って定める。

附 則 この要領は、平成18年10月24日より施行するものとする。